

資料2

計画素案に対する市町村からの意見及びその対応状況

	素案の頁	意見等	対応
1	p1	「人間活動」という言葉は存在するか。「社会経済活動」あたりの表現が適当ではないか。	環境省の環境白書でも使われている言葉ですが、より分かりやすい表現として「人為的な活動」に修正しました(p1)。
2	p2	「廃棄」から「消費・使用」に向かう矢印は何を示すか。再使用（リユース）を指すのであれば、「生産（製造・流通等）へ向かう矢印があるので不要ではないか。	フリーマーケットやバザーなど、消費者レベルでの再使用を表しています(p2)。
3	p3	計画の位置づけを説明する文の文末は、作業経過を説明する過去形表現ではなく「するものである」が適当と考える。	ご指摘を踏まえ、修正しました(p3)。
4	p6	本文は「卸売・小売業」、次頁の円グラフ中の表記は「卸売業・小売業」と記載されている。	「卸売業・小売業」に統一しました(p6)。
5	p7	図3は、従業者別規模別業種別事業所構成比を示しているが、本文は構成比を説明していない。本文にあわせるならば、グラフを100%積み上げ横棒ではなく積み上げ横棒としたほうがよいと考える。	ご指摘を踏まえ、本文とグラフが関連するよう修正しました(p7)。
6	p8	「排出量」を「総排出量」と修正するかまたは、削除。後段中の「一人一日当たり」では「平成16年度の〇〇g」と表記されている。	ご指摘を踏まえ、修正しました(p8)。
7	p8～	H23年度作成の計画なのでH21ではなくH22年度の数値を使うことは無理なのでしょうか。	H22年度実績が確定していないためH21年度実績で整理しています(p8～)。
8	p15	上段縦棒グラフ中、H16の「下水道投入」及び「海洋投棄」についてそれぞれ「64」「88」が正しいのではないかと（第8次同計画にて確認済み）。H17は、総収集量1417千キロリットルに対し、グラフの積み上げ値は、1503千キロリットルとなっている。数値が大きく乖離している理由は、自家処理のみか。	数値を確認の上、修正しました(p15)。
9	p30	平成23年3月末現在の愛知県及び政令市の許可状況の記載がありますが、本計画が平成24～28年度のものであるため、法改正により許可状況が大きく変動することを表の注意書き等に記載したほうがよいかと思えます。	ご指摘を踏まえ、注釈を付けました(p31)。
10	p31	指定を受けている業者名を掲載しないのは、なぜですか。	どのような種類の廃棄物が指定を受けて再生利用されているかを説明するものとして整理しており、個別の事業者名までの表記は必要ないと考えています(p32)。
11	p38	「取組」と「取り組み」が混在。統一されたい。	表記を「取組」に統一しました(p38～)。
12	p38	「(図37、図38)」を「(p34図37、p35図38)」に修正されてはどうか。	構成の見直しにより対応しました(p38～)。
13	p40	バイオマス利活用に対する情報（飼料化、堆肥化、燃料化施設など）を掲載されてはどうか。	ご指摘を踏まえ、修正しました(p43)。

注：対応欄の（ ）は計画案における該当頁。

計画素案に対する市町村からの意見及びその対応状況

	素案の頁	意見等	対応
14	p42	本市は平成20年度に策定した第4次一般廃棄物処理基本計画に基づいて、一般廃棄物のごみ処理等に関する施策を進めております。本市の計画では、平成32年度の総排出量を平成18年度比で約4%削減とする目標を掲げております。そのため、素案の目標数字である約9%削減とは隔たりがあります。これは県内の他市町による減量施策を考慮されてのことと理解しておりますが、一言申し添えます。	国の基本方針における減量化目標は、平成19年度実績に対し平成27年度において5%削減するものであり、本県としては、この目標を下回らないことを基本とし、減量化を進めていきたいと考えています(p45)。
15	p43	素案では、平成21年度を世界的な経済状況悪化による異常年と判断し、平成20年度を比較対象としています。しかし、いわゆるリーマンショックは平成20年9月に発生しており、平成20年度の排出量にも影響を与えていることが推測されます。また、本市の一般廃棄物総排出量の対前年度比も、平成20年度から大きく落ち込んでいます。よって、平成21年度を異常年とするのであれば、平成20年度も同様の理由で異常年とし、比較対象年度は平成19年度とする方が適切と考えます。	排出量の推移を見ると、特に産業廃棄物について、平成20年度まで増加傾向にありましたが、平成21年度は一転して顕著に減少しています。そのため、平成21年度のみを異常年と考え、平成20年度を比較対象年度としました(p45)。
16	p51	51頁、3行目の見出しでは、『県民、事業者、行政』の順になっているので、次の順序が好ましいと思われる。 (1) 県民の3Rの促進 (2) 事業者による3Rの取組の促進 (3) 市町村の取組の促進 (4) 県等の率先的取組の推進 (5) 各種リサイクル法の推進	ご指摘を踏まえ、修正しました(p53～)。
17	p52	本市は第4次一般廃棄物処理基本計画で、発生抑制のためには、法整備による拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、法整備を国に対して働きかけるとしています。これまでも全国都市清掃協議会や大都市清掃事業協議会で要望を行っており、小型家電のリサイクルについても、市町村の収集等負担が増大することのないような配慮ある記載が望ましいと考えます。	国に対し、どのような働きかけを行うかについては、国の検討状況等を踏まえ判断する必要がありと考えております(p56)。
18	p52	廃棄物の減量・資源化に係る施策として、プラスチック製容器包装以外のプラスチック(製品プラスチック等)など、新たな素材についても拡大生産者責任の適応を、県として国や関係団体等に求めていく旨、計画内に追加をお願いしたい。	拡大生産者責任の適応の是非については、今後の検討課題と考えているため、追加記載は見合わせたいと考えております(p56)。
19	p58	海岸環境の保全についての情報提供、普及啓発と併せ、海岸管理者等が海岸漂着物の適正な収集・処理を行う旨の内容の追加をお願いしたい。	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第17条第1項において、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じることが海岸管理者等に義務付けされていることから、原案どおりの記載とします(p62)。

注：対応欄の()は計画案における該当頁。